

推 薦 基 準

【STEP1】推薦しようとする候補者が表彰対象となる区分を確認する (新発田市表彰規則別表第3 (第7条関係))

規則本文	該当職等	功績内容等
(1) 市政の進展に貢献し、その功績が顕著なもの	市議会議員	その職に満12年以上の者
	教育委員会の委員、選挙管理委員、公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、監査委員等	行政委員会等の委員としてその職に満12年以上（農業委員会の委員にあつては、農地利用最適化推進委員の在職年数を通算することができる。）の者
	審議会委員、運営委員会委員等の各種委員	市が設置する各種委員会委員としてその職に満15年以上の者
	統計調査員	その職に満15年以上従事した者
	農地利用最適化推進委員	その職に満12年以上（農業委員会の委員の在職年数を通算することができる。）従事した者
	その他のもの	市政の進展に貢献し、その功績が特に優れたもの
(2) 産業の振興に貢献し、その功績が顕著なもの	産業振興を目的とする全市的な団体の役員	その職に満15年以上の者で特に功績のあった者
	勤労者として、その職務に精励し他の模範である者	特に優れた技能によって産業の発展に寄与した者 伝統工芸産業の技術の継承および育成に貢献した者
	その他のもの	産業の振興に貢献し、その功績が特に優れたもの

(3) 教育・文化の向上に貢献し、その功績が顕著なもの	教育、文化の向上を 目的とする全市的な 団体の役職員	その職に満15年以上の者 で特に功績のあった者
	学校医、学校歯科医	その職に満20年以上の者
	伝統文化の継承及び 育成に貢献したもの	伝統文化の継承及び育成 に貢献したもの
	その他のもの	教育、文化の向上に貢献 し、その功績が特に優れたもの
(4) 福祉の増進に尽力し、その功績が顕著なもの	社会福祉施設等も含 め、社会福祉関係の 全市的な団体の役職 員	その職に満15年以上の者 で特に功績のあった者
	民生委員、児童委員、 保護司、補導員等	その職に満15年以上の者 で特に功績のあった者
	その他のもの	社会福祉の増進に尽力し、 その功績が特に優れたもの
(5) 保健衛生又は体育の向上に貢献し、その功績が顕著なもの	保健衛生、体育の向 上を目的とする全市 的な団体の役職員	その職に満15年以上の者 で特に功績のあった者
	その他のもの	保健衛生、体育の向上に貢 献し、その功績が特に優れたもの
(6) 災害、犯罪、交通安全等社会不安の発生防止若しくは除去又は人命救助、財産保護に尽力し、その功績が顕著なもの	消防団員等	(1) 自己の危難又は犠牲を 顧みず人命救助した者 (2) 災害、犯罪、その他社 会不安の発生防止に尽く し、その功績が極めて顕著 な者 (3) 消防団員として、満30 年以上勤務し班長以上の 職を務めた者又は満25年

		以上勤務し部長以上の職を務めた者
	交通安全を目的とする全市的な団体の役員	その職に満15年以上の者で交通安全の普及及び活動に特に優れた功績のあった者
	その他のもの	交通安全指導員として満20年以上従事した者
(7) 社会奉仕に努め、市民の模範となるものの	各種分野で社会奉仕活動を行っているもの	個人にあつては、毎月1回以上の社会奉仕活動を10年以上続けた者 団体にあつては、毎月1回以上の社会奉仕活動を15年以上続けたもの
(8) 自然環境又は生活環境の保全、美化に努め、その功績が顕著なもの		自然環境の保全に尽力したもの 生活環境の保全、美化に努めたもの
(9) 地域社会の振興に尽くし、その功績が顕著なもの		地域自治の振興に尽力したもの 地域社会の活性化に尽力したもの
(10) 本市の名声を高めたもの又は広く市民に敬愛され社会に明るい希望を与え、その功績が顕著なもの		その都度協議
(11) 賞賛に価する功績があり、市民の模範となるもの		春、秋の定例叙勲、褒章を受けた者 文化、スポーツ活動等において、全国規模以上の展覧会、コンクール、各種競技会等で最高位又はこれに準ず

		る成績を収めたもの
(12) 多額の金品を寄附したもの		市又は公益のために100万円（法人等の団体にあつては300万円）以上の私財を寄附したもの
(13) 品評会、共進会、競技会等において成績優秀なもの		市が主催及び共催したものについての入賞したもの
(14) 前各号に掲げるもののほか、特に表彰することが必要と認められるもの		その都度協議

**【STEP2】 推薦しようとする候補者の年齢・役職等の要件を確認する
（新発田市表彰規則別表第3（第7条関係））**

個人	1 功績内容等に在職年数の記載があるものについては、65歳以上の者とする。ただし、特に多大な功績があった場合はこの限りでない。 2 全市的な団体の役職員とは、連合体組織の場合、当該団体の長の職又はそれを補佐する職若しくは理事の職をいう。単独の組織の場合、当該団体の長の職又はそれを補佐する職をいう。
団体	1 政治団体及び宗教団体を除く。 2 団体としての活動が、おおむね20年以上継続しており、かつ、今後とも継続することが確実な団体とする。